

泉佐野丘陵緑地パーククラブ会則

第一章 総則

(名称)

第一条 この団体は、泉佐野丘陵緑地パーククラブ（以下、「パーククラブ」という。）という。

(事務所)

第二条 パーククラブは、事務所をりんくう公園内にある泉佐野丘陵緑地工区事務所（泉佐野市りんくう往来北1-271）に置く。

(組織)

第三条 パーククラブは、泉佐野丘陵緑地パークレンジャー（以下、「パークレンジャー」という。）により組織される。

2 パーククラブは、ボランティア組織である。

第二章 目的及び活動

(目的)

第四条 パーククラブは、(仮称)泉佐野丘陵緑地（以下、「公園」という。）の4つの理念

- ① 景観を重視した公園づくり
- ② シナリオ型の公園づくり
- ③ 環境に配慮した公園づくり
- ④ 地域活性化等に役立つ公園づくり

に基づき、計画段階から積極的に参画し、大阪府と協働して公園を造り、管理・運営することを目的とする。

(活動)

第五条 パーククラブは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 公園の調査、計画及び整備に関する活動
- (2) 府民・市民へのサービス活動（PR・広報活動を含む）
- (3) 自然環境保全活動
- (4) 得意分野を生かした各種活動

2 パーククラブの活動年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第三章 会員

(資格)

第六条 大阪府が主催する泉佐野丘陵緑地パークレンジャー養成講座を受講し、全課程を修了した者をパークレンジャーと呼称し、会員の資格を有する。

(会員の義務)

第七条 会員は、次の義務を有する。

- (1) 補則に別に定める会費を納入すること。
- (2) パークレンジャーとして節度ある言行をすること。
- (3) 本会則を遵守すること。

(資格の喪失)

第八条 会員は、退会の意思を申し出ることによって、退会することができる。

(休会・復会)

第九条 会員は、休会することができる。

2 休会の状況が解除した場合、復会できる。

第四章 役員及び顧問

(役員)

第十条 パーククラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 書記 1名以上
- (4) 会計 1名以上
- (5) 広報 1名以上
- (6) 監事 2名以上

(役員を選出)

第十一条 役員は、総会において全会員から選出する。

(役員任期)

第十二条 役員任期を、1年とする。但し、再任を妨げない。

(会長及び副会長の職務)

第十三条 会長は、会務を総括して、パーククラブを代表する。

2 副会長は、会長の職務を補佐する。

(書記の職務)

第十四条 書記は、パーククラブの活動記録や会議議事録及び総会議案書を作成する。

(会計の職務)

第十五条 会計は、次の会務を担当する。

- (1) 予算及び決算書類の作成
- (2) 現金の出納及び保管
- (3) 予算の執行に関する諸契約
- (4) 物品の購入
- (5) 会計帳簿及び証書類の整理保管
- (6) その他会計に関する事項

(広報の職務)

第十六条 広報は、次の会務を担当する。

- (1) 広報・PR活動

(監事の職務)

第十七条 監事は、次の会務を担当する。

- (1) パーククラブの財産の状況を監査すること。
- (2) 役員職務執行の状況を監査すること。

(顧問)

第十八条 パーククラブの運営を補佐するために、外部の学識経験者等を顧問として置くことができる。

第五章 総会、役員会及びパーククラブ会議

(総会)

第十九条 パーククラブは、会長の召集により毎年1回定時総会を開催する。

2 パーククラブは、会長の召集により必要の都度臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)により開催すること。

4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 活動計画及び収支予算
- (2) 活動報告及び収支決算
- (3) 役員選任又は解任
- (4) 会則及び補則の変更

(5) その他役員会より付議された事項

(役員会)

第二十条 役員会は、必要があれば開催することができる。

2 役員会は、役員 $\frac{2}{1}$ 以上の出席により開催することができる。

3 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(議決)

第二十一条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数をもって有効とする。

(パーククラブ会議)

第二十二条 パーククラブ会議は、会員相互の意思疎通を図りパーククラブの目標及び問題意識を共有化することを目的とする。

2 パーククラブ会議は、定例会議を原則月1回以上開催する。

3 パーククラブ会議は、会長が必要と認めた場合に臨時会議を開催する。

4 パーククラブ会議は、次の事項について報告及び討議する。

(1) 当月及び次月の具体的な活動準備と前月及び当月の活動成果

(2) 活動方針、活動計画等を作成する際の事前検討及び意見交換

(3) 泉佐野丘陵緑地運営会議(以下、「運営会議」という。)の報告

(4) 大阪府その他関係部署からの報告及び提案

(5) 会員その他からの提案及び意見交換

第六章 専門部会

(専門部会)

第二十三条 会員は、複数名以上で組織する専門部会を、パーククラブの承認を得て、設けることができる。

第七章 会則の変更

(会則の変更)

第二十四条 この会則は、総会において出席者の $\frac{3}{2}$ 以上の同意を得て変更することができる。

第八章 補則

(補則)

第二十五条 この会則を施行するため、補則を別に定めることができる。

この会則は、平成22年7月23日より発効する。

この会則は、平成23年4月17日に一部を改訂する。

泉佐野丘陵緑地パーククラブ補則

第一章 総則

(補則の定め)

第一条 泉佐野丘陵緑地パーククラブ（以下、「パーククラブ」という。）の活動に関する規定は、会則に定めるもののほかこの規定の定めによる。

第二章 会費

(会費)

第二条 パーククラブの会費は、年額 500 円とする。但し、年度途中に入会する場合、初年度の会費は無料とする。

第三章 補則の変更

(補則の変更)

第三条 この補則は、総会において出席者の 3 分の 2 の同意を得て変更することができる。

この補則は、平成 23 年 4 月 17 日より発効する。